

神戸市看護大学共同研究助成募集要領

1. 趣旨

本研究助成は、本学設置の趣旨に則り本学の教員が共同で行う優れた学術研究を奨励・発展させることを目的とする。

2. 研究助成種目と対象および配分額

研究助成種目は、1)臨床共同研究計画書作成に関する助成、2)研究助成、3)成果発表に関する助成の3種類がある。また、2)研究助成には、①重点研究、②一般研究、③臨床共同研究の3つの種別がある。それぞれの研究費割り当ては、年度初頭の教育研究審議会において審議される。

1)臨床共同研究の研究計画書作成に関する助成

- ・ 次年度に実施する臨床共同研究の研究計画書作成のための助成とする。
- ・ 一件あたりの助成額は3万円とする。
- ・ 助成金の用途は、会議のための交通費と資料・文献の印刷、および図書購入に限定する。
- ・ 本助成の申請締め切りは例年11月末日とする。本助成の申請締め切り後に申し込みがあった臨床共同研究課題は本助成への応募はできない。

2)研究助成

①重点研究

- ・ 卓越した教育研究の推進につながる重要な課題(国や神戸市あるいは国際的な保健医療福祉に関する課題)とする。
- ・ 本学の複数の教員で行われる研究とする。ただし、研究の内容や種類によっては、学外者(他大学・他施設の職員)を共同研究者に加えることができる。
- ・ 毎年1件の申請のみとし、助成額はおおよそ100万円とする。
- ・ 本研究助成への申請予定者は前年度の10月末日までにいちかん看護開発センター研究開発部門長に申し出る。

② 一般研究

- ・ 研究課題は自由とする。
- ・ 本学の複数の教員で行われる研究とする。ただし、研究の内容や種類によっては、学外者(他大学・他施設の職員)を共同研究者に加えることができる。
- ・ また、1課題の申請額の総額が 40 万円を超えない額とする。

③臨床共同研究

- ・ 臨床に関連した課題とする。
- ・ 本学の教員と神戸市民病院群および実習関連施設に勤務する職員と共同して行う研究とする。
- ・ 1課題の申請額の総額が40万円を超えない額とする。

3)成果発表に関する助成

- ・ 前年度及び前々年度における採択された研究助成①②③の成果について、研究代表者または

共同研究者が、学会等で発表する場合の助成とする。

- ・ 助成金の用途は、旅費（交通費・宿泊費）・学会参加費、抄録の英文訳・校正費用、学会発表費を助成する。なお、旅費・学会参加費の支出については、1演題1名分のみとする。
- ・ 申請書の提出は、学会開催日の3ヶ月前のいちかん看護開発センター研究開発部門までに申請する。

（参考：2024年度 研究助成の予算は150万円）

3. 研究期間

- ・ 原則1年とし、当該年度内に研究が終了するものとする。ただし、データ分析や執筆・学会発表準備などを次年度に持ち越して継続するという計画も可とする。ただし、その場合は最長2年とする。
- ・ 研究費の執行は当該年度のみとする（最長2年の計画であっても、研究費の執行は当該年度のみとする）。

4. 研究助成を申請する条件

- ・ 研究代表者は、本学教員とする。
- ・ 研究代表者として申請できる課題数は、研究助成の種別を問わず1課題とする。
- ・ 共同研究者は、研究助成種別内の複数の課題に申請できる。

5. 研究費として申請可能なもの

- ・ 研究費と申請可能なものは、神戸市看護大学研究費執行マニュアルに準じる。

6. 研究計画書の変更

- ・ 申請書の審査を通過した後の研究テーマ、研究代表者、共同研究者、研究方法の追加・変更および研究経費の変更は、原則として認めない。ただし、以下の理由の場合は、認める場合がある。変更が必要な場合は、必ずいちかん看護開発センター研究開発部門に申し出る。
 - ・ 研究代表者の転出・退職等による研究代表者の交替
 - ・ 共同研究者の転出・退職等による必要最小限度の変更
- ・ 計画自体に変更がない場合でも、各費目の額について、研究助成費用の総額のおおむね50%を超える額の変更を行う場合および計画外の費用が追加される場合には、それが予測された時点で、すみやかに理由書（書式任意）と修正した「研究経費明細」を、いちかん看護開発センター研究開発部門に提出する。変更した研究費の執行は、変更内容が委員会で承認された後に可能となる。

7. 研究および成果発表報告書の提出

- ・ 研究助成①②③を受けた者は、その成果を当該年度3月末迄に「研究実績報告書（様式5）」を提出する。
- ・ 研究が年度内に未完了の場合、「共同研究費研究（実績・経過）報告書（様式5）」を提出し、次年

度に改めて「共同研究費研究(実績・経過)報告書(様式5)」を提出する。

- ・ 成果を論文(種別を問わない)として本学紀要もしくは本学紀要以外に投稿し掲載された場合、それを報告書に代えることができる。なお、研究成果を本学紀要および本学以外の学術雑誌に論文として発表するときには、本学の共同研究助成を受けたことを明記する。
- ・ 研究実績報告書を提出した後2年以内に、研究助成①②については学会等で、③については各病院で行われる看護研究発表会等で成果を発表し、「共同研究学会等発表報告書(様式7)」とそれを証明する抄録等をいちかん看護開発センター研究開発部門に提出する。
- ・ 研究助成①については、研究実績報告書を提出した後3年以内に査読のある学術雑誌への掲載を義務とする。この期限を過ぎる場合にはいちかん看護開発センター研究開発部門長に申し出る。
- ・ なお、研究代表者が研究期間終了後、1年以内に「研究実績報告書」が提出できない場合は、次年度の研究代表者として申請はできない。

8. 申請方法と審査

- ・ 助成種目それぞれの所定の研究費助成申請書(様式1、2、6)に必要事項を記入の上、所定の期日までに事務局に電子メールで提出する。期日については別途通知する。
- ・ 申請書は、所定の様式に収まるように記載し、別途説明が必要な場合は資料を添付する。ただし、アンケート用紙、依頼書等の提出は不要とする。
- ・ 審査は、いちかん看護開発センター研究開発部門において審査基準に沿って行う。その結果に基づき、教育研究審議会で決定される。
- ・ 人を対象とした研究課題は、必ず研究倫理委員会の承認を受ける。倫理審査終了後速やかに、倫理審査結果および研究計画書(修正がある場合は修正後の研究計画書)をいちかん看護開発センター研究開発部門の事務局へ提出する。

9. 審査基準

1) 研究助成①②③

(1) 研究課題の学術的重要性・妥当性

- ・ 応募条件に見合った研究である
- ・ 学術的に推進すべき重要な課題であり、その背景が記載されている
- ・ 本研究により期待される成果として、学術的波及効果や貢献度が高いことが記載されている
- ・ 研究の位置づけや目的が具体的に示されている
- ・ 応募額に見合った研究上の意義がある

(2) 研究計画・研究方法の妥当性

- ・ 年度内で実施可能な計画である(スケジュール、準備性の記載)
- ・ 目的を達成するために研究デザインや研究方法が適切である
- ・ 計画が具体的である(研究デザイン、データ収集、分析手法の記載)

- ・役割分担が適切である(共同研究者の役割分担の記載がされている)
- ・倫理的な配慮がなされている

(3) 予算の妥当性

- ・高額あるいは研究費総額に占める割合が高いものがある場合、その根拠が記載されている
- ・研究方法に見合った経費明細が書かれている

2) 成果発表に関する助成

(1) 研究課題の学術的重要性・妥当性

- ・発表すべき学術的重要性・妥当性のある課題

(2) 申請計画の妥当性

- ・研究の進行状況から見て予定されている発表に実現可能性が十分あるか
- ・研究内容と発表予定学会の関連性に問題はないか
- ・発表を予定している学会名欄に記載しているか

(3) 予算の妥当性

- ・交通費、宿泊費、学会参加費、論文の英文翻訳・校正費用、学会発表費など各支払い予定費目に十分な妥当性がある(不必要に長期間の旅程になっていない、など)。なお、論文の英文翻訳・校正費用、学会発表費は合わせて5万円を上限とする。